

湯浅町民の作品が県展で入選しました

第73回和歌山県美術展覧会（県展）で町内の4名の方の作品が入選されました。



【日本画部門】 舞妓
赤田 友美さん



【写真部門】 早春譜
おはし かんじ
大橋 寛治さん



【工芸部門】 カノン
おがわ くにこ
小川 久仁子さん



【工芸部門】 芽吹き
うめの きょうこ
梅野 京子さん



令和元年度消防功労者消防庁長官表彰 永年勤続功労賞を受章

受賞した4名は、永年勤続し、その勤務成績が優秀で、かつ、他の模範と認められる消防団員として受賞いたしました。



団長
古田 順一(77)
【勤続58年】



副団長
山崎 明(63)
【勤続38年】



副団長
竹井 廣幸(71)
【勤続36年】



第9分団分団長
坂本 久(63)
【勤続39年】

第58回和歌山県スポーツ賞

2月19日(土)ホテルアパローム紀の国にて第58回和歌山県スポーツ賞表彰式が行われました。

中井 天鈴さん（湯中2年）は全日本拳法少年選手権大会中学2年の部で優勝し、優秀な成績を挙げたことにより、和歌山県よりスポーツ奨励賞を受賞しました。



国民年金加入には届出が大切です

退職し、厚生年金などの被保険者でなくなったときや、配偶者の扶養でなくなったときは、届出が必要となります。届出忘れにより、年金受給に必要な納付済期間等が確保できなかつたり、万が一の障がいや死亡による障害年金や遺族年金の受給ができなかつたりする場合がありますので、届出をしていただきますようお願いいたします。

なお、引き続き、厚生年金などの被保険者や、被保険者の配偶者として扶養される場合は、役場への届出は必要ありません。（1日でも間が空くときは場合は、国民年金への加入が必要となります）

国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請免除や納付特例の制度が利用できることがあります。手続きの際にご相談ください。



手続きの際に持ってきていただきたいもの

- ・ 年金手帳（基礎年金番号のわかるもの）、認印
- ・ 資格喪失日（認定解除日）がわかるもの（脱退証明書・離職票等）

学生納付特例の申請について

前年度から継続して学生納付特例を希望する場合4月以降に今年度分の申請が必要となります。日本年金機構からハガキ形式の申請書が送付されますので、必要事項を記入のうえ返送してください。この場合は、学生証等の添付は不要です。

また、学生納付特例を希望するが、日本年金機構からの申請書が送られていない方（学校がかわる場合、在学予定が延びた場合など）は、年金手帳と、在学証明書または学生証をお持ちになって、役場8番窓口にて申請手続きしてください。

なお、引き続き学生であるが令和2年度からは保険料の納付を希望される場合は、ハガキの返送を行わず、年金事務所までご連絡ください。

お問合せ先

和歌山西年金事務所 ☎073-447-1660 (代表)
湯浅町役場 健康福祉課健康推進係 (8番窓口) ☎64-1120